

## 第5次福岡市子ども総合計画について

## I 計画の概要

## 1 策定趣旨

子どもや子育てをめぐるさまざまな課題を踏まえ、市民ニーズに即した子ども施策を総合的・計画的に推進するため。

## 2 計画の位置づけ

○「福岡市総合計画」を上位計画とし、子どもに関する分野の基本的な計画として策定

○以下の計画として位置付け

- ・子ども・子育て支援法に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「福岡市子ども・若者計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」
- ・子どもの貧困対策推進法に基づく「福岡市子どもの貧困対策推進計画」

## 3 計画対象

すべての子ども・若者と子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、行政などすべての個人、団体

子ども：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）、思春期（中学生からおおむね18歳まで）

若者：思春期、青年期（おおむね18歳から30歳）、ポスト青年期

子育て家庭：子どもを育成し、または育成しようとする家庭（妊娠期を含む）

## 4 計画期間

2020（令和2）年度から2024（令和6）年度まで（5年間）

## II 計画の全体像（案）

## 目標1 安心して生み育てられる環境づくり

- 施策1 母と子の心と体の健康づくり
- 施策2 幼児教育・保育の充実
- 施策3 身近な地域における子育て支援の充実
- 施策4 障がい児の支援（乳幼児期）
- 施策5 子育てを応援する環境づくり

## 目標2 子ども・若者の自立と社会参加

- 施策6 子どもの居場所や体験機会の充実
- 施策7 青少年の健全育成と自己形成支援
- 施策8 若者等の相談支援と居場所の充実
- 施策9 障がい児の支援（学童期以降）

## 目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

- 施策10 子ども家庭支援体制の充実
- 施策11 児童虐待防止対策と在宅支援の強化
- 施策12 ひとり親家庭の支援
- 施策13 子どもの貧困対策の推進
- 施策14 社会的養護体制の充実
- 施策15 子どもの権利擁護の推進